令和6年分年末調整についての注意点

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除(以下「<mark>定額減税</mark>」といいます。)が実施されています。年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額(以下「<mark>年調減税額</mark>」といいます。)を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

年末調整の税額計算等を効率的に行うことができる「年末調整計算シート(Excel)」等が国税庁ホームページに掲載されておりますので、参考にしてください。

<令和6年分の主な改正事項>

〇令和6年分所得税の定額減税の実施

(1) 年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額(年末調整により算出された所得税額で、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。以下同じです。)から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると 見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

(注) 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを確認する際には、基礎控除申告書などにより把握した合計所得金額を用います。

(2) 年調減税額の計算

年調減税額は、「本人30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000 円」との合計額となります。

年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等(異動)申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、 年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族(同一生計配偶者及び扶養親族 はいずれも居住者に限ります。)の人数を確認することになります。

なお、同一生計配偶者(居住者に限ります。)を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が、 「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

【年調減税額】

居住者

●納税者本人・・・・・・・・ 30,000円

●同一生計配偶者・・・・・・・ 30,000円

●扶養親族・・・・・・・・・・ 一人につき30、000円

(3) 年調減税額の控除

年調減税額の控除は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除後の所得税額(年調所得税額)から、 その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

(注) 年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、定額減税に関する 事項の記載が必要となります。

〇年末調整の計算に当たっての注意点

上記のとおり、令和6年分の年調年税額を計算する際には、年調減税額の控除を正しく行う必要があります。

なお、国税庁で作成している「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、年調減税額の 控除等の計算に対応していません。

このため、年調減税額の控除等の計算に対応した

- ①「令和6年分年末調整計算表」(注1)又は
- ②「年末調整計算シート(令和6年用)」(注2)の様式等を別途利用するか、
- ③「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の余白部分等を用いることにより、

年調減税額の控除を正しく行った上で、年調年税額を算出するようにしてください。

- (注) 1 「令和6年分年末調整計算表」は、国税庁ホームページに掲載しています。 また、国税庁で作成している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」の裏面右側にも、この計算表を記載しています。
 - 2 「年末調整計算シート(令和6年用)」(Excel)は、国税庁ホームページに掲載しています。 この年末調整計算シートを利用すると、年調減税額の控除等の計算の一部が自動計算されます。
 - ※ これらの様式は、国税庁ホームページの年末調整がよくわかるページ」

(https://www.nta.go.ip/users/gensen/nencho/index.htm) からご確認いただけます。

く年末調整の時期>

年末調整は原則としてその年の最後に支給する給与等で行います。

通常は12月の給与か冬の賞与のいずれか遅い方になります。

なお、給与所得の収入金額の収入すべき時期は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日となります。

したがって、年末調整の対象となる給与等は、本年1月1日から12月31までの間に支給日が到来する給与等となります。

次のような場合には、それぞれの時期に年末調整をすることになります。

- ① 年の中途で死亡退職した人・・・(死亡)退職の時
- ② 著しい心身の障害のため退職した人で、本年中に再就職ができないと見込まれる人・・・退職の時
- ③ 年の中途で非居住者となった人・・・非居住者となった時
- ④ 12月に支給されるべき給与等の支払を受けた後に退職した人・・退職の時
- ⑤ パートタイマーが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下で、本年中に他の勤務先から給与の支払を受ける見込みのない人・・・退職の時

く年末調整の対象者>

年末調整の対象者は、年の最後に給与等の支払を受ける際に「扶養控除等申告書」を提出している人で、本年の給与等の総額が2,000万円以下の人です。

なお、各社員は、その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、扶養控除等申告書に扶養親族等の状況を記載し、給与の支払者に提出しなければなりません。

ただし、同時に2カ所以上から給与の支払を受ける場合には、一カ所(主たる給与の支払者)にしか提出できません。

次のような人は年末調整の対象になりません。

- ① 扶養控除等申告書を提出している人であっても、本年中に支払うことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
- ② 災害により被害を受けて、災害減免法の適用を受けた人
- ③ 扶養控除等申告書を提出していない人(乙欄適用者)
- ④ 年の中途で退職した人(死亡退職・著しい心身障害のため退職した人で、本年中に再就職ができないと見込まれる人などを除く)
- ⑤ 非居住者

~ 最近の改正点 ~

1 税務関係書類における押印義務の改正

税務署長等に提出する源泉所得税関係書類について、押印を要しないこととされました。

このため、扶養控除等申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等に押印をしてい ただく必要はありません。

2 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が令和2年より次の表のとおり改正されました。

この改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、令和6年分の年末調整の際には、「<u>令和6年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表</u>」を使用してください

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額 × 40% - 10万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額 × 30% + 8万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額 × 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円

3 基礎控除及び所得金額調整控除に関する改正

(1) 基礎控除の改正

令和2年より基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました。

10. Takili May 2010 CC 10. CC		
合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	48 万円	38万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	(所得制限なし)
2,450 万円超 2,500 万円以下	16万円	

(2) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次の4つの要件のずれかに該当する場合に、給与の収入金額(その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額(注1)を、給与所得(注2)の金額から控除することとされました。

- 所得者本人が特別障害者
- 同一生計配偶者が特別障害者
- 扶養親族が特別障害者
- 扶養親族が年齢23歳未満(平成13年1月2日以後生)

- (注) 1 (給与の収入金額-850万円)×10% (最高 15 万円)
 - 2 「令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用して求めた給与所得控除後の給与等の金額
- (参考) 所得金額調整控除には、上記の控除のほか、給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除(以下「所得金額調整控除(年金等)」といいます。) もありますが、年末調整においては、所得金額調整控除(年金等)の適用を受けることはできません。ただし、確定申告により所得金額調整控除(年金等)の適用を受けようとする人が、年末調整の際に「給与所得者の基礎控除申告書」等で合計所得金額を計算するときは、所得金額調整控除(年金等)を考慮して合計所得金額を計算する必要があります。
- (3) 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」

上記(1)及び(2)の改正に伴い、それぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

4 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。

EXAMPLE CITE OF THE PROPERTY O		
扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

5 ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親(現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。)である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

- イ その人と生計を一にする子(注1)を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人(注2)がいないこと。
- (注) 1 その人と生計を一にする子とは、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人以外で、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子をいいます。
 - 2 その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人をいいます。
 - a その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
 - b その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主と の続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同 様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主
- (2) 寡婦(寡夫) 控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦(寡夫)控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦 控除に改組されました。

- イ 扶養親族を有する寡婦について、上記(1)口の要件が追加されました。
- ロ 上記(1)ハの要件が追加されました。
 - また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。
- 6 配偶者控除及び配偶者特別控除の取り扱いの変更

平成30年分の年末調整より、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表のとおり改正され、 合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下とされ、その控除額が次表のとおり改正されました。

<配偶者控除>

居住者の合計所得金額	控除対象配偶者の控除額	老人控除対象配偶者の控除額
950万円超1.000万円以下	1 3万円	16万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
900万円以下	38万円	48万円

く配偶者特別控除>

「納税者の合計所得金額」と「配偶者の合計所得金額」に応じた控除額については、次のとおりです。

(1) 合計所得金額900万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超95万円以下	38万円
95万円超100万円以下	36万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	26万円
110万円超115万円以下	21万円
115万円超120万円以下	16万円
120万円超125万円以下	11万円
125万円超130万円以下	6万円
130万円超133万円以下	3万円

(2) 合計所得金額900万円超950万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超95万円以下	26万円
95万円超100万円以下	24万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	18万円
110万円超115万円以下	1 4万円
115万円超120万円以下	11万円
120万円超125万円以下	8万円
125万円超130万円以下	4万円
130万円超133万円以下	2万円
A 1 - 2 - A - 4 - 5 - 5	

(3) 合計所得金額950万円超1.000万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超95万円以下	13万円
95万円超100万円以下	12万円
100万円超105万円以下	11万円
105万円超110万円以下	9万円
110万円超115万円以下	7万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超125万円以下	4万円
125万円超130万円以下	2万円
130万円超133万円以下	1万円

- (注) 1 合計所得金額が1, 000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受ける ことはできません。
 - 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

7 復興特別所得税の計算

平成25年1月から復興特別所得税が創設されています。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

このため、年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額を算出する必要があります。

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得 税の合計額を源泉徴収することができます。

〇 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額(年調所得税額)に102.1%を乗じて算出します(100円未満の端数は切り捨てます。)

年末調整の際に復興特別所得税の計算の漏れがないよう、ご注意ください。

●源泉徴収すべき復興特別所得税の額と納付のしかた

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2. 1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付してください。

●給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

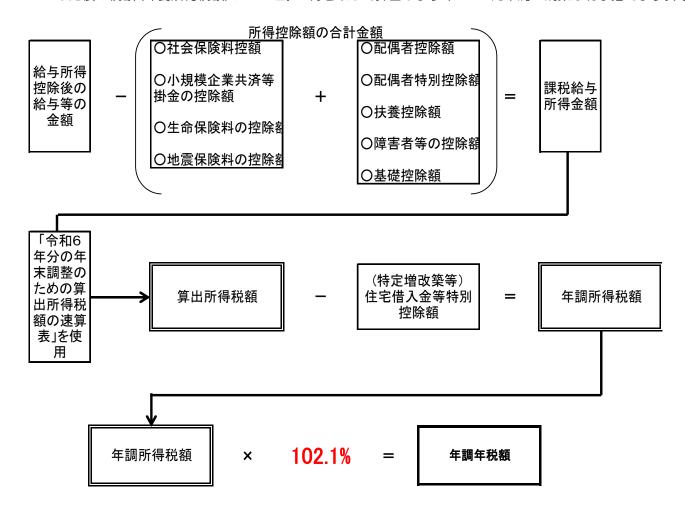
毎月の給与や賞与については、令和元年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を徴収し、納付します。

●年末調整

毎月の給与や賞与から源泉徴収する税額は、所得税及び復興特別所得税の合計額となっていますので、年末調整も所得税及び復興特別所得税の合計額で行います

年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。 年調年税額は、次の算式に示すような計算を経て求められます。

※ 住宅借入金等特別控除がある場合には、算出所得税額から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を控除 した後の税額(年調所得税額)に102.1%を乗じて算出します(100円未満の端数は切り捨てます。)。



8 マイナンバー制度

<個人番号・法人番号>

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が平成28年から開始されています。

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されます。 また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は13桁の番号で設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されます。 法人の支店・事業所等や個人事業者等には指定されません。

<源泉徴収事務での取扱い>

マイナンバー制度の導入により、源泉徴収事務において、扶養控除等(異動)申告書への番号記載や、本人確認の実施などを行う必要があります。

① 扶養控除等(異動)申告書への番号記載

給与の支払者は、平成28年1月以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

② 本人確認の実施

給与の支払者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認(番号確認)と番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認(身元確認)を行う必要があります。